

令和7年度

宇佐市農業委員会  
第3回(6月)定例総会議事録

宇佐市農業委員会

## 宇佐市農業委員会第3回定例総会会議録

令和7年7月7日（月）午前9時30分より宇佐市役所本庁2階23会議室において会長が第3回（6月）定例総会を招集した。

本日の出席委員は次の通りであった。

議長 6番 久保田 昭廣 会長

1番 川野 峰志 委員	2番 阿部 善浩 委員	3番 池田 雅彦 委員
4番 信國 和徳 委員	5番 辻 勝 委員	8番 今仁 俊朗 委員
9番 司城 慶三 委員	10番 永岡 卓巳 委員	13番 宮田 文昭 委員
14番 吹上 和子 委員	15番 釜口 芳人 委員	16番 植松 好子 委員
17番 小野 公博 委員	18番 後藤 寛治 委員	19番 山末 隆一 委員

欠席委員

7番 安倍 隆司 委員	11番 清祐 義人 委員	12番 牧野 金生 委員
-------------	--------------	--------------

事務局

久保事務局長、松成農政係総括、木原農地係総括、農地係庄部主任

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2	議案	第13号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案	第14号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案	第15号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案	第16号	非農地証明願について
	議案	第17号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について
	報告	第9号	農地法第3条の3の規定による届出について
	報告	第10号	農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の 解約通知について
	報告	第11号	2a未満の農業用施設用地への転用の届出について
	報告	第12号	農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分 について

事務局 長 定刻となりましたので、ただ今から令和7年度第3回6月の定例総会を開会いたします。

本日の欠席委員は、7番 安倍 隆司 委員、11番 清祐 義人 委員、12番 牧野 金生 委員です。

ただ今の出席委員は19名中16名で、宇佐市農業委員会会議規則第10条の定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則第8条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は、久保田会長にお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

(あいさつ)

それではこれより議事に入ります。

まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

宇佐市農業委員会会議規則第41条第2項の規定により議長が指名いたします。

議事録署名委員は、14番 吹上 和子 委員、15番 筈口 芳人 委員の2名にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の庄部主任を指名いたします。

以上で、日程第1を終わります。

それでは、日程第2の議案第13号を議題に供します。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書1ページの 地区別各条申請総括表をお開きください。

議案第13号3条許可申請は15件で、地区ごとの内訳は、長洲地区1件、2筆、3,233㎡、宇佐地区1件、1筆、730㎡、駅川地区5件、7筆、3,942㎡、四日市地区6件、8筆、2,787㎡、安心院地区2件、2筆、5,508㎡ となっています。

2ページをお開きください。

議案第13号「農地法第3条の規定による許可申請について」

農地法第3条第1項及び同法施行令第1条の規定により、別紙のとおり申請があったので審議を求める。

令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

3ページをお開きください。

長洲地区です。

長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は現在耕作中の借入地

事務局 取得するもので、売買による所有権移転です。  
長洲地区は以上です。

4 ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は隣接する農地を取得するもので、贈与による所有権移転です。

宇佐地区は以上です。

5 ページをお開き下さい。

駅川地区です。

駅川地区 番号1 【議案書番号駅川1朗読】

譲渡理由は労力不足、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

駅川地区は他4件、計5件、7筆、3,942㎡ です。

7 ページをお開き下さい。

四日市地区です。

四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は規模拡大のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

四日市地区は他5件、計6件、8筆、2,787㎡ です。

9 ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

譲渡理由は遠方のため管理困難、譲受理由は営農開始のため農地を取得するもので、売買による所有権移転です。

安心院地区は他1件、計2件、2筆、5,508㎡ です。

以上、全件とも担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案第13号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

宮田地区審会長 長洲・宇佐地区審議会を令和7年7月2日午前9時30分より、本庁2階25会議室において、農業委員5名全員、農地利用最適化推進委員6名中5名出席のもと開催いたしました。議案第13号について、長洲地区1件、宇佐地区1件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。駅川・四日市地区審議会を令和7年7月3日午前9時より、本庁2階23会議室において、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員13名中11名出席のもと開催いたしました。議案第13号について、駅川地区5件、四日市地区6件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。安心院・院内地区審議会を令和7年7月1日午前10時より、院内支所多目的ホールにおいて、農業委員7名中6名、農地利用最適化推進委員11名中9名出席のもと開催いたしました。議案第13号について、安心院地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。申請内容等に特に問題はなく、許可要件のすべてを満たしているものと判断し、当地区審議会としましては、許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第13号は原案のとおり許可することに  
決定いたしました。  
次に議案第14号を議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第14号4条許可申請は1件で、  
宇佐地区1件、1筆、379㎡ となっています。

10ページをお開きください。  
議案第14号「農地法第4条の規定による許可申請について」  
農地法第4条第1項及び第2項の規定により、別紙のとおり申請  
があったので審議を求める。  
令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

11ページをお開きください。  
宇佐地区です。  
宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】  
農業用施設としての転用で、すでに農業用倉庫等を建築し利用し  
ており、今回事後になります。追認の申請を行うものです。申  
請人からは、このことについて深く反省している旨の始末書が添  
付されています。  
立地基準としては、農業振興地域整備計画において、農用地等と  
して利用すべき土地として定められた土地の区域内にある農地  
で、農用地区域内農地に該当すると考えます。農振法第8条第4  
項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するた  
めに行われるものであることから許可することができるものと考え  
えます。

事務局 以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。  
以上で議案第14号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審議会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第14号について、宇佐地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、宇佐地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第14号は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議 長 次に議案第15号を議題に供します。  
それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第15号 5条許可申請は14件で 地区ごとの内訳は、  
長洲地区3件、3筆、788㎡、宇佐地区2件、2筆、1,602㎡、駅  
川地区2件、2筆、607㎡、四日市地区6件、6筆、2,776㎡、安  
心院地区1件、1筆、1,242㎡ となっています。

12ページをお開きください。  
議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」  
農地法第5条第1項及び第3項の規定により、別紙のとおり申請  
があったので審議を求める。  
令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

13ページをお開きください。  
長洲地区です。  
長洲地区 番号1【議案書番号長洲1朗読】  
永年の使用貸借権の設定です。  
倉庫及び駐車場用地としての転用ですが、すでに平成18年頃か  
ら隣接する住宅兼美容室の倉庫及び駐車場3台分を整備し利用し  
ています。今回、事後になります。追認の申請を行うもので  
す。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書  
が添付されています。  
立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農  
地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住す  
る者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置さ  
れることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考え  
ます。

長洲地区 番号2【議案書番号長洲2朗読】  
売買による所有権移転です。  
一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。  
立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地  
域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地  
は、許可をすることができることとなっております。

長洲地区 番号3【議案書番号長洲3朗読】  
贈与による所有権移転です。  
一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。  
立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にあ  
る農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活

事務局 上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

14ページをお開きください。

宇佐地区です。

宇佐地区 番号1【議案書番号宇佐1朗読】

売買による所有権移転です。

農業用施設用地としての転用ですが、すでに平成20年頃から苗置場及び農機具置場として利用しています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

宇佐地区 番号2【議案書番号宇佐2朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

一般住宅としての転用ですが、すでに平成30年頃に娯楽室を建築し、その後、砂利を敷き現在に至っています。今回、事後になりますが、追認の申請を行うものです。申請人からはこのことについて深く反省している旨の始末書が添付されています。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

15ページをお開きください。

駅川地区です。

駅川地区 番号1【議案書番号駅川1朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅としての転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種住居地域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

駅川地区 番号2【議案書番号駅川2朗読】

売買による所有権移転です。

宅地分譲用地としての転用で、宅地分譲3区画を整備する計画です。

立地基準としては、都市計画法で定める第1種中高層住居専用地

事務局 域に用途地域指定された土地であり、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

16ページをお開きください。

四日市地区です。

四日市地区 番号1【議案書番号四日市1朗読】

売買による所有権移転です。

貸駐車場及び貸資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の駐車場及び資材置場を整備し、事業所へ貸す計画です。

立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

四日市地区 番号2【議案書番号四日市2朗読】

贈与による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号3【議案書番号四日市3朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、申請に係る農地から300メートル以内に鉄道の駅が存することから、第3種農地に該当します。第3種農地は、許可をすることができることとなっております。

四日市地区 番号4【議案書番号四日市4朗読】

売買による所有権移転です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

四日市地区 番号5【議案書番号四日市5朗読】

売買による所有権移転です。

駐車場用地への転用で、お寺と併設する保育園の駐車場15台分を整備する計画です。

事務局 立地基準としては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当すると考えます。当該申請に係る事業目的等を勘案し、申請地の周辺に当該事業目的を達成することが可能な農地以外の土地などもないことから許可することができるものと考えます。

17ページをお開きください。

四日市地区 番号6【議案書番号四日市6朗読】

永年の使用貸借権の設定です。

一般住宅への転用で、自己住宅を建築する計画です。

立地基準としては、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

18ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1【議案書番号安心院1朗読】

贈与による所有権移転です。

貸駐車場及び貸資材置場用地への転用で、譲受人が経営する事業の駐車場及び資材置場を整備し、事業所へ貸す計画です。

立地基準としては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地に該当します。地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、第1種農地の不許可の例外基準に該当すると考えます。

以上、担当農業委員の調査報告書に基づき、農地転用許可基準運用通知に照らし、立地基準及び一般基準ともに許可要件のすべてを満たすと考えます。以上で議案第15号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第15号について、長洲地区3件、宇佐地区2件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。

宮田地区審会長 また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、長洲地区番号1、宇佐地区番号1及び2は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 駅川・四日市地区お願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第15号について、駅川地区2件、四日市地区6件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、四日市地区番号6は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては全件とも許可相当と意見決定いたしました。

議 長 安心院・院内地区お願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第15号について、安心院地区1件について、担当地区農業委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。  
申請内容等に特に問題はなく、立地基準としては、事務局から説明があったとおりです。  
また、一般基準につきましても、許可要件のすべてを満たしていると確認できました。なお、安心院地区番号1は始末書が添付された追認案件となっておりますが、経緯については事務局から説明があったとおりです。申請者も深く反省していることから、当地区審議会としましては許可相当と意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第15号は原案のとおり許可することに決定いたしました。  
次に議案第16号を議題に供します。それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事 務 局 議案書1ページの総括表をお開きください。  
議案第16号非農地証明願は、18件で、地区ごとの内訳は、宇佐地区2件、2筆、533㎡、四日市地区4件、5筆、1,046㎡、安心院地区12件、42筆、26,418㎡ となっています。

19ページをお開きください。  
議案第16号「非農地証明願について」  
農地法第2条第1項の対象とならない土地について、非農地証明の願出があったので審議を求める。  
令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

20ページをお開きください。  
宇佐地区です。  
宇佐地区 番号1 【議案書番号宇佐1朗読】  
平成10年頃より宅地の一部として利用しているものです。  
宇佐地区は他1件、計2件、2筆、533㎡ です。

21ページをお開きください。  
四日市地区です。  
四日市地区 番号1 【議案書番号四日市1朗読】  
平成16年1月頃より宅地の一部として利用しているものです。  
四日市地区は他3件、計4件、5筆、1,046㎡ です。

事務局 22ページをお開きください。

安心院地区です。

安心院地区 番号1 【議案書番号安心院1朗読】

昭和57年10月10日より宅地として利用しているものです。

安心院地区は他11件、計12件、42筆、26,418㎡です。

以上、担当農地利用最適化推進委員の調査報告書に基づき、非農地化しており、農地への復旧が困難であること、及び、農地法第51条の規定による処分の対象となっていないことが確認できましたので非農地証明の発行基準に該当しているものと考えます。

以上で議案第16号の説明を終わります。

議長 ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。

長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい議長。13番 宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。

議案第16号について、宇佐地区2件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番 今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。

議案第16号について、四日市地区4件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当していますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差し支えないものと意見決定いたしました。

議長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番 池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。

議案第16号について、安心院地区12件について、担当地区農地利用最適化推進委員の現地調査等の結果報告を受け審議いたしました。

池田地区審会長 申請内容等に特に問題はなく、非農地証明の発行基準に該当して  
いますので、当地区審議会としましては、証明書を発行しても差  
し支えないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

(質疑なし)

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議案第16号は原案のとおり証明書を発行す  
ることに決定いたしました。  
次に、議案第17号を議題に供します。事務局より説明をお願い  
します。

事 務 局 27ページをお開きください。  
議案第17号「農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見に  
ついて」  
農用地利用集積等促進計画（案）を別紙のとおり策定するた  
めに、農地中間管理機構より、農地中間管理事業の推進に関する法  
律第18条第3項の規定に基づく依頼があったため、農業委員会の  
意見を求める。

令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣

28ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（借受分）朗読】

詳細につきましては、29ページ以降のようになっております。  
こちらは、農地中間管理機構が土地所有者である貸手から農地を  
借受ける内容です。

事務局 これは、農地中間管理事業の推進に関する法律により、農業委員会の意見を聴くものとされています。

55ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（貸付分）朗読】

詳細につきましては、56ページ以降のようになっております。こちらは、先程の借受分で農地中間管理機構が借受けた農地を今度は、農地中間管理機構から担い手へ貸し付ける内容です。

81ページをお開きください。合計を読み上げます。

【集計表（所有権移転分）読】

詳細につきましては、82ページ以降のようになっております。こちらは、農地売買等支援事業により、農地中間管理機構が売り手から農地を買い入れ、買い入れた農地を担い手に売り渡す内容です。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ありがとうございます。  
ただ今の説明に関して、地区審議会から、審議の結果並びに補足説明をお願いします。  
長洲・宇佐地区をお願いします。

宮田地区審会長 はい、議長。13番宮田です。長洲・宇佐地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第17号について、長洲地区、宇佐地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。  
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 駅川・四日市地区をお願いします。

今仁地区審会長 はい、議長。8番今仁です。駅川・四日市地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第17号について、駅川地区、四日市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の内容について審議いたしました。  
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議長 長 安心院・院内地区をお願いします。

池田地区審会長 はい、議長。3番池田です。安心院・院内地区審議会の結果についてご報告します。  
議案第17号について、安心院地区、院内地区の農用地利用集積

池田地区審会長 等促進計画（案）の内容について審議いたしました。  
当地区審議会としましては、異議がないものと意見決定いたしました。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。  
質疑のある方は挙手願います。

（質疑なし）

議 長 質疑なしと認めます。  
本件に対する質疑を終結いたします。  
これより討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

議 長 討論なしと認めます。  
討論を終結いたします。  
それでは採決いたします。  
議案第17号について、原案のとおり承認することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 全員賛成ですので、議案第17号は原案のとおり承認しました。  
以上で審議案件は終了いたしましたので、報告事項に入ります。  
報告第9号から12号を一括して事務局より説明願います。

事務局 それでは、一括してご報告させていただきます。  
85ページをお開き下さい。  
報告第9号「農地法第3条の3の規定による届出について」  
農地法第3条の3及び同法施行規則第19条の規定による届出については受理したので、ここに報告する。  
令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣  
内訳は86ページからの11件がございました。  
地区ごとの内訳は、宇佐地区2件、5筆、4,654㎡、四日市地区4件、9筆、12,741㎡、安心院地区3件、26筆、18,580㎡、院内地区2件、14筆、7,237㎡ となっています。  
内容につきましては記載のとおりでございます。登記等も確認できましたので、事務局で確認し、全件とも受理いたしました。

94ページをお開き下さい。  
報告第10号「農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の解

事務局 約通知について」

農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定による通知があったので、ここに報告する。

令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣  
内訳は95ページからの27件がございました。

地区ごとの内訳は、長洲地区2件、4筆、8,193㎡、宇佐地区9件、21筆、36,647㎡、駅川地区6件、18筆、10,582㎡、四日市地区8件、31筆、46,881㎡、安心院地区1件、1筆、1,436㎡、院内地区1件、7筆、9,487㎡ となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局で確認し、書類を受理いたしました。

108ページをお開きください。

報告第11号「2a未満の農業用施設用地への転用の届出について」

農地法施行規則第29条第1号（農業用施設用地）として転用の届出があったので、ここに報告する。

令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣  
内訳は109ページからの3件がございました。

地区ごとの内訳は、長洲地区1件、1筆、10㎡、宇佐地区1件、1筆、195㎡、駅川地区1件、1筆、10㎡ となっています。

内容につきましては記載のとおりでございます。農地法施行規則第29条の規定により農地の転用の制限の例外となっており、許可を要しない案件でありますので、申請内容等確認し、事務局で受理通知を交付いたしました。

112ページをお開きください。

報告第12号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の専決処分について」

農地法第3条第1項の規定による許可申請について、専決処分したのでここに報告する。

令和7年7月7日提出 宇佐市農業委員会 会長 久保田 昭廣  
内訳は113ページの四日市地区1件、5筆、3,771㎡ がございました。

こちらは、令和7年度第1回定例総会でお諮りしました競売事件に参加するために農地法第3条買受適格者である旨の証明を交付した者が、その農地を落札し、農業委員会に農地法第3条許可申請があったものです。すでに農地法第3条の審議は済んでおり、証明願いの交付時と事情も変わっておりませんでしたので、会長専決処分により許可書を交付しました。

以上で報告第9号から12号の説明を終わります。

議 長 ただ今の報告第9号から12号について、質問、意見等、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 質問等もないようですので、以上をもちまして本日の議案の審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。その他の件について、発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長 よろしいですか。

私から一点ございまして、先般、全国農業委員会会長会議で農林水産大臣に要望を出していたところではありますが、回答がありましたので、各地区審議会の際に皆さんにその内容を配布したところです。というのも今まで、要望書を提出しても回答というものがありませんでした。しかし特に今、皆さんの懸念として米の問題があって、農産物の付加価値があまりにも低いのではという意見もある中で、回答なしというのはおかしいのではということで、今回から回答をもらうようになりました。いろいろな政党から回答が出ているので、これに各自目を通していただいて、我々からはこのように要望をして、こんな回答が返ってきているということをご認識いただけたらと思います。米価の問題、農政の問題はいろいろございましてけれども、たとえ人口が減少しても農地は残っていきますので、そのためにも担い手の確保など、農業委員に託された職務があり、それを遂行していくためにこうした要望を出しているのです、ぜひ目を通していただければと思います。私からは以上です。

それでは、事務局から連絡事項等があればお願いします。

事務局 次回の令和7年度第4回定例総会は、8月5日火曜日、午前9時30分から本庁2階23会議室で行う予定にしておりますので、よろしくをお願いします。

なお、欠席をされる場合は、地区審議会も含め、早めのご連絡をくださるようお願いいたします。

議 長 それでは、以上をもちまして、宇佐市農業委員会第3回定例総会を閉会いたします。

午前10時20分閉会

以上会議の次第を記録し事実と相違ないことを証するため、署名する。

令和7年7月7日

議 長 久保田 昭廣 \_\_\_\_\_

署名委員 吹上 和子 \_\_\_\_\_

署名委員 筈口 芳人 \_\_\_\_\_

議長と署名委員の自筆署名については、個人情報のため上記のように活字等の表現にしています。

なお、自筆署名した原本については、事務局で保管しています。